

# 経済建設常任委員会会議録

平成22年12月15日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 10:51

## 案 件

- 議案第102号 平成22年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第104号 平成22年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第105号 平成22年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第106号 平成22年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第108号 平成22年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第109号 平成22年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第110号 平成22年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第120号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例
- 議案第123号 飯塚市特別用途地区建築条例
- 議案第124号 飯塚市市民広場条例の一部を改正する条例
- 議案第130号 指定管理者の指定(サンビレッジ茜)
- 議案第132号 市道路線の廃止
- 議案第133号 市道路線の認定

## 【報告事項】

- |                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| 工事請負変更契約について                | 【上下水道局下水道課】   |
| 飯塚市中心市街地活性化基本計画経過報告について     | 【中心市街地活性化推進室】 |
| 名古屋事務所の閉鎖について               | 【企業誘致推進室】     |
| 指定管理施設の評価について(飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ) | 【商工観光課】       |

---

## 委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第102号 平成22年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

### 事業管理課長

議案第102号 平成22年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明をいたします。

補正予算書の161ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ6億8千96万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を211億921万1千円とするものでございます。今回の補正は、9月までの売上等の実績を踏まえた決算見込額により、売上額及び払戻金等の補正と執行残の整理をおこなったものでございます。

第2条でございますが地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をするものです。その主なものを事項別明細で説明いたします。

歳入でございますが、165ページをお願いいたします。

1款1項1節の勝車投票券発売収入 6億3千403万9千円の減でございますが、1人当りの購入単価が平均して約800円減少し、なかでも飯塚場で開催しその他の場が場外発売する際の1日1場当りの売上額が減少している等により減額補正をおこなうものです。2款1項1節の受託事業収入1千938万6千円の減でございますが、これにつきましては飯塚場で他

場開催の場外発売をおこなう場合の1人当りの購買単価が300円減少し、入場者数が1日当り約200人減となっていること等により減額補正するものです。3款1項1節財産貸付収入入場料 878万9千円の減につきましては、9月までの状況から年間見込額を算出し減額するものでございます。

次に歳出でございますが、168ページをお願いします。

1款2項1目事務費7節の賃金 3千227万6千円の減につきましては、開催日程の確定等により決算額を見込んで補正するものであります。13節の委託料 1千5万1千円の減につきましては、契約による執行残等、決算見込額により補正するものであります。19節負担金補助及び交付金 場外発売経費負担金（場外発売分）9千565万2千円の減は歳入の勝車投票券発売収入で説明した他場での場外発売と関連するものです。次に2目宣伝費13節委託料 383万9千円の増額補正につきましては電話投票における売上が増加したことによるものです。169ページをお願いいたします。1款2項5目22節 補償、補填及び賠償金 4億7千426万円の減は勝車投票券発売収入の減額補正に連動して補正するものであります。

次に債務負担行為についてご説明いたします。163ページ第2表をお願いいたします。

現在、1場のみ勝車投票券の場外発売しかおこなっていませんが、同時に2場の発売ができるように併売対応機器等借上料を5年間の債務負担行為により計上するものです。以上簡単ですが、説明をおわります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質 疑 ）

小幡委員

いま補正予算の説明を受けましたが、基本的には売り上げ減ということになっております。11月の委員会で報告を聞きましたが、売り上げの拡大を図って、南九州のオートレース川辺でしたか、あの場外車券県売り場の進捗状況はどのようになっているかお尋ねしたいんですけども。

事業管理課長

10月18日付けで施設設置会社、株式会社デュラミスによりまして経済産業省に提出がされておりましたオートレース川辺専用場外発売所の設置許可申請につきましては、昨日12月14日に九州経済産業局から12月9日付で大臣許可が下されたとの連絡が入りましたので、ここでご報告をさせていただきます。なお詳細につきましては、把握ができておりませんので、近日中に施設設置会社に経済産業省より通知がなされるものと思っております。

小幡委員

いまの報告で大臣許可がおりたということですが、今後の開設までの予定はどのようになっていますか。

事業管理課長

今後の予定につきましては、地権者から所有権移転登記等を終えたあとに造成工事、建築工事に着手がなされまして、当初の予定では竣工まで6カ月から7カ月程度時間を要するとのことでありましたので、遅くとも6月ごろのオープンになるのではないかと考えているところでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ 「なし」と叫ぶ者あり ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 「なし」と叫ぶ者あり ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第102号 平成22年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第104号 平成22年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

農林課長

議案104号平成22年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

予算書の183ページをお願いします。歳入歳出予算の総額からそれぞれ、3,077千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、85,571千円とするものであります。

主なものを歳出から説明いたします。187ページをお願いします。1款1項1目の一般管理費の3,077千円の減額は、本年4月1日付による人事異動によるものであります。

歳入の説明をいたします。186ページをお願いします。1款1項1目の地方卸売市場使用料の260千円は水産物使用料の本年度の見込みによる減額であります。2款1項1目の一般会計繰入金の2,817千円の減額は歳入歳出の収支により繰入金の減額となっております。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第104号 平成22年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 平成22年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

土木管理課長

議案第105号平成22年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について補足説明をいたします。補正予算書の191ページをお願いいたします。第1条でございます歳入歳出をそれぞれ16万2千円減額し、歳入歳出の予算の総額を8千861万6千円とするものでございます。

その主なものを事項別明細書で説明いたします。194ページをお願いいたします。まず、歳入につきましては、駐車場利用の減少により、1款)使用料及び手数料、1項)使用料1目)駐車場使用料として立体駐車場248万2千円、本町駐車場247万7千円、東町駐車場84万3千円の減で計上しております。また、2款)繰入金、1項)一般会計繰入金、1目)一般会計繰入金を564万円の増で計上しております。次に、歳出でございますが、主なものとして、1款)駐車場事業費、1項)駐車場事業費、1目)駐車場管理費の消費税12万6千円減は、駐車場使用料の減額に伴うものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終らせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第105号 平成22年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 平成22年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

産学振興課長

議案第106号 平成22年度 飯塚市 工業用地造成事業 特別会計 補正予算(第1号)について補足説明をいたします。

予算書の197ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,826万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,804万8千円とするものであります。

内容の主なものについて事項別明細書により歳出の方から説明いたします。198ページをお願いします。1款 工業用地造成事業費 1項 工業用地造成事業費 で50万7千円を減額補正するものであります。これは、面積の確定による公共下水道分担金の減額によるものです。2款 公債費 1項 公債費 で1,775万5千円を減額補正するものです。これは、福岡県市町村振興資金による起債借入額の確定と借入利子利率確定により減額したものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。1款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金において1,786万1千円減額補正、4款 市債、1項 市債 50万円の減額補正、2款 繰越金、1項 繰越金において9万9千円の増額補正をおこなうものであります。これは、起債利子の減額に繰り得れ金の減額および事業費確定による起債額の調整に伴うものでございます。以上簡単ですが工業用地造成事業 特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討 論 )

( ほかに討論はありませんか。 )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第106号 平成22年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 平成22年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

上下水道局総務課長

議案第108号「平成22年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」の、補足説明を致します。補正予算書の1ページをお願いします。3条予算の収入につきましては817万5千円を増額補正し、20億7,224万7千円とするものでございます。支出におきましては、1,191万3千円を増額補正し、20億4,850万2千円とするものでございます。2ページをお願いします。4条予算の収入につきましては2,836万4千円を減額補正し、1億7,248万7千円とするもの

でございます。支出におきましては、7,485万5千円を減額補正し、9億550万3千円とするものでございます。

内容につきまして、補正予算明細書により説明いたします。11ページをお願いします。収益的収入の1項の営業収益の718万円の減額の主なものとしましては、受託工事の減少による受託工事収益の減であります。2項営業外収益の1,535万5千円の増額の主なものとしましては、浄水施設落雷被害に伴う12ページの2目の一般会計補助金の増並びに保険金による4目の雑収益の増でございます。収益的支出の1,191万3千円の増額でございますが、これは主に職員の配置換えによる人件費の減、13ページの1項1目原水及び浄水費の動力費、14ページの2目配水及び給水費の修繕費、3目受託工事費の決算見込みによる減及び16ページの7目減価償却費、17ページの2項5目消費税及び地方消費税の決算見込による増額でございます。資本的収入の2,836万4千円の減額の主なものとしましては、事業の執行残による1項1目の企業債、2項1目の出資金の減及び5項1目の納付金の増に伴うものでございます。18ページをお願いします。資本的支出の7,485万5千円の減額でございますが、これは主に職員の配置換え等による人件費の減、1項1目の配水施設改良費の工事請負費及び19ページの3項2目の調査費の委託料の執行残の整理に伴うものでございます。20ページをお願いします。6項1目の国庫補助金返還金565万1千円につきましては、平成21年度歳入済の岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟控訴事件の和解金3,451万3,212円のうち国庫補助金相当額の返還金でございます。以上、簡単ですが「水道事業会計補正予算」の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第108号 平成22年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 平成22年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

上下水道局総務課長

議案第109号「平成22年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)」の主なものにつきまして、補足説明を致します。

3条予算の収入につきましては275万1千円を減額補正し、1,910万1千円とするものでございます。支出におきましては、51万円を減額補正し、3,595万4千円とするものでございます。22ページをお願いします。資本的支出につきましては、41万8千円を減額補正し、326万1千円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算明細書により説明いたします。29ページをお願いします。収益的収入の275万1千円の減額の主なものとしましては、2項2目の一般会計補助金の減でございます。収益的支出の51万円の減額につきましては、主に職員の配置換えによる人件費の減でございます。30ページをお願いします。資本的支出の41万8千円の減額につきましては、委託料の執行残でございます。以上、簡単ですが「産炭地域小水系用水道事業会計補正予算」の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第109号 平成22年度飯塚市産炭地域小水系水道事業会計補正予算(第1号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第110号 平成22年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

上下水道局総務課長

議案第110号「平成22年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」の、補足説明を致します。3条予算の収益的収入につきましては、695万1千円を減額補正し、13億1,380万9千円とするものでございます。32ページをお願いします。収益的支出におきましては5,844万4千円を減額補正し、12億2,051万1千円とするものでございます。4条予算の資本的収入におきましては、401万5千円を増額補正し、15億2,840万6千円とするものでございます。支出におきましては、1,096万円を減額補正し、21億8,619万7千円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算明細書により説明いたします。41ページをお願いします。収益的収入の695万1千円の減額補正でございますが、主なものとしましては、1項1目の有収水量の減に伴う下水道使用料の減でございます。42ページをお願いします。次に、収益的支出の5,844万4千円の減額でございますが、これは主に1項1目管渠費・工事請負費の決算見込による減、43ページの3目処理場費・修繕費の事業の先送りによる減及び46ページの2項1目の支払利息の決算見込みによる減でございます。47ページをお願いします。資本的収入の401万5千円を増額でございますが、これは、主に受益者負担金の増によるものでございます。次に、資本的支出の1,096万円の減額でございますが、これは主に1項2目、建設改良費の工事請負費の執行残による減額であります。以上、簡単ですが「下水道事業会計補正予算」の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第110号 平成22年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第120号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

農林課長

議案120号飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例の捕捉説明をいたします。本案は、県道大分太郎丸線道路改築工事に伴い、吉田農機具保管庫を飯塚市北古賀408番地5から533番地へ移転建設するため条例を改正するものであります。

県道大分太郎丸線道路改築は、平成12年度に道路線形が悪く、歩道も未整備であるため、線形不良の解消及び通学路における歩道設置の事業計画がなされ、今日まで至っております。

吉田農機具保管庫は、事業予定地になったため、飯塚県土整備事務所及び地元と協議を進め

てまいりました。協議が整いましたので、平成 22 年度の 6 月補正に予算を計上し、現在、移転建築を行っているところでございます。移転予定地につきましては、平成 17 年 3 月に筑穂町にて吉田農機具保管庫の建設地として所得したものであります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 120 号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 123 号 飯塚市特別用途地区建築条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

都市計画課長

議案第 123 号「飯塚市特別用途地区建築条例」について、ご説明いたします。お手元には参考資料として、検討区域を示した 3 枚からなるカラーで A3 の図面を配布しておりますので、合わせてご覧ください。

本案の提案理由につきましては、大規模集客施設の立地を制限した「特別用途地区」の、建築制限に必要な規定を定めるため、本案を提出するものです。

まず、条例の制定に関する取り組みから簡単にご説明します。都市づくりに関連する国・県の動向としまして、拡散型の都市から集約型の都市構造とする考え方で、インフラに影響を及ぼすとされる郊外型の店舗等の建設を制限することが、その一つの手法であると考えられています。法律では、中心市街地の再生と活性化のため、いわゆる「まちづくり三法」が改正され、福岡県では大規模集客施設の適正立地の基準として「大規模集客施設の立地ビジョン」が策定されました。本市では、これらの上位法や上位計画を踏まえ、本年 4 月に「飯塚市都市計画マスタープラン」を策定しております。現在、マスタープランで検討した都市計画区域の拡大をはじめ、市内 6 地域を対象とした用途地域指定の進捗を進めております。参考資料の 1 ページに、赤で丸囲みしている箇所が、用途指定の検討 6 地区を表しております。その用途地域指定の中で、法律上、規模の制限なしに「大規模集客施設の立地」が可能な用途を検討している箇所が、参考資料 2 ページでピンク色に着色している近隣商業地域（穎田）、3 ページの紫色で着色している準工業地域（伊川）の 2 箇所となります。この 2 箇所については、店舗等の延床面積が 1 万㎡までと制限されることとなります。「飯塚市特別用途地区条例」については、特別用途地区内において、具体的に制限する建築物の種類について、市町村の条例で規定するものであります。

これからは、「飯塚市特別用途地区建築条例」の内容について説明いたします。お手元の議案書 P38～P39 をご覧ください。具体的に制限する建築物は、第 3 条（特別用途地区内の建築制限）に規定された内容で、別表に記載する建築物となります。あくまでも別表に記載された建築物で、床面積の合計が 1 万㎡を超えるものと規定しております。附則として、この条例については、都市計画法の規定に基づき特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行することとなり、予定としましては、県の同意等の期間を踏まえて、来年 7 月ごろの告示を予定しております。以上、簡単であります。本条例案の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第123号 飯塚市特別用途地区建築条例」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第124号 飯塚市市民広場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

土木管理課長補佐

( 説明 )

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第124号 飯塚市市民広場条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、

「議案第130号 指定管理者の指定(サンビレッジ茜)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

商工観光課長

「議案第130号 指定管理者の指定(サンビレッジ茜)」について補足説明をさせていただきます。議案書の56ページをお願いいたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため、提出するものでございます。施設の名称につきましては、サンビレッジ茜でございます。選定の経緯等についてご説明いたします。サンビレッジ茜の指定管理者・指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が9月13日、10月7日、10月15日の3回開催され、選定の結果「財団法人サンビレッジ茜」が候補者に選ばれており、11月1日に委員長より市長に答申がなされました。指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間といたします。決定の方法及び理由につきましては、議案書に記載されておりますので省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、サンビレッジ茜の指定管理者の指定についての補足説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第130号 指定管理者の指定(サンビレッジ茜)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第132号 市道路線の廃止」および「議案第133号 市道路線の認定」以



上2件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

土木管理課長

議案第132号、市道路線の廃止、議案第133号、市道路線の認定について、補足説明をさせていただきます。

議案書59ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項および同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回廃止する路線は、3路線、延長608.9mでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番、2番の路線が県営経営体育成基盤整備事業に伴う廃止、番号3番の路線が開発行為に伴う今回廃止の予定となっております。なお、路線箇所は60ページから61ページに記載しております。

続きまして、議案書62ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項および同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回認定する路線は、1路線、延長41.3mでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線が開発に伴う路線認定を行うものです。線箇所は、63ページに記載しております。以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第132号 市道路線の廃止」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第133号 市道路線の認定」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨(むね)の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

はじめに、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

下水道課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配布しております、資料をお願いします。

後牟田汚水幹線管渠布設工事でございますが、原契約金額に2,702,700円増額しまして、変更契約金額を90,832,350円とするものです。

その主な理由は、実施に当たり、5から6区間において、軟弱地盤となり推進機械の沈下現象が発生し推進不能となりましたので、中間立坑を設置し推進工法の変更及び工期の延長を行うものです。以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化基本計画経過について」の報告を求めます。

## 中心市街地活性化推進室主幹

資料を提出しておりますので、資料に沿って報告いたします。

1ページをお願いいたします。まず、活性化の意義でございますが、中心市街地は多くのまつりやイベントが開催されるなど、地域コミュニティが受け継がれ、文化や伝統はぐくまれた地域であります。郊外店の相次ぐ出店や高等学校の郊外移転などにより中心市街地は疲弊の一途をたどっております。このような状況が続けば、近い将来まつりやイベントが中心市街地からなくなり、地域コミュニティが崩壊するとともに、「飯塚」がまちの魅力や特徴のない、郊外型、ロードサイド型の商業施設に依存した地方都市のひとつとなることが危惧されるわけであり、また、多くの市民は車がないと生活できない状況にあり、車がない人、交通弱者、お年寄りの方の自立的な暮らしが失われつつあります。このような状況の中、本市中心市街地を本市の拠点と位置付け、公共交通機関との連携により、高齢者の方が歩いて暮らせる生活空間を確保し、住んでよかったと思っていただくような住環境の整備を図り、定住促進を進めていくことが将来の飯塚市にとって大変、重要な施策であると考えております。以上のことから、本市のまちづくりの拠点として、飯塚の顔となる中心市街地の形成を図るため、地域の皆様、関係者、行政が一丸となって基本計画の策定に取り組んでおります。

次に、活性化の考え方としまして、「少子高齢社会に対応した、だれもが住みやすいコンパクトなまちづくり」を目指し、まちなか居住や市街地の整備改善、都市福利施設の整備、商業の活性化等を総合的かつ一体的に推進し、拡散型都市から集約型都市への転換を図るように考えております。

次に、活性化のスキームですが、飯塚本町の大火災により生じた低未利用地が引き起こす空洞化の問題、ダイマル跡地、西鉄バスセンターといった活力低下の要因となっている商業施設跡地問題、この3つの課題を解消し、再生することを本市中心市街地活性化におけるハード事業の核と位置付けるとともに、これらのハード事業との連携を促進する各種のソフト事業を展開することで、5年後の本市中心市街地の活性化を推し進めていきたいと考えております。少し割愛させていただき、6ページをお願いいたします。3つの課題の解消に向けた取り組みであります。中心市街地における交通拠点である西鉄飯塚バスセンターは、近隣に商業施設や分譲マンションが立地する区域にあり、街なかの居住環境の整備に資する施設と位置付けるとともに、周辺地域と街なかを結ぶ交通の結節点という利便性から、公共公益施設の受け皿として、賑わいを創出する機能を付加することを検討しております。現在、西日本鉄道㈱まちづくり推進室と事業の持続性（採算性）及び賑わい創出等の観点から、検討をしております。

次に、ダイマル跡地は、あいタウン・バスセンター周辺区域とコスモスコモン周辺区域の間点として、「連携・コミュニケーション」を意識した交流広場の整備等、コミュニティ機能の核としての活用を検討しております。権利関係については、顧問弁護士にも相談しておりますし、アイルランド社については外務省を通じ管財人の所在を確認し、管財人（清算人）に現在の状況や権利の譲渡等を内容とする公文書を送付しております。また、コミュニティビルを提案しているNPO団体と協議を実施中であり、

次に、7ページの飯塚本町火災跡地については、中心市街地活性化の鍵を握る区域であり、定住促進を軸に都市福利施設の整備や商業振興に資する施設の整備等を図るなど、周辺地域と一体となった抜本的かつ総合的な再生に向けた再開発事業を検討しております。民間開発を事業の柱として検討を進める一方、現状の厳しい経済情勢の中、公共施設の設置も検討しております。また、火災跡地及び永楽町商店街区域における土地の高度利用・有効利用に関する勉強会を重ねていきたいと考えております。

今後の流れですが、第3回勉強会を今月21日に開催したあと、勉強会代表者等による研究会で研究を行い、民間事業者との交渉を行っていききたいと考えております。

次に、8ページをお願いいたします。3つの課題以外の取り組みですが、次に、8ページの市

道新飯塚・潤野線の新設・改良については、従来からの懸案事項である都市計画道路の整備事業であります。街なかへのアクセス機能の向上、遠賀川との親和性を図る上で重要な事業だと考えておりますので、今後、福岡県等関係機関との調整を本格化してまいります。

次に、飯塚緑道の整備については、歩いて暮らせるまちのインフラ整備として、既存デザインである水路をモチーフとした遊歩道を活かしながら市民のなごみの場を創出するとともに、併せて健康増進に資するウォーキングコースとして活用できるよう改修計画を策定中であります。

次に、駐車場の整備ですが、中心市街地に発生した空き地の駐車場化により、街なかに点在している状況があり、来街者用 1,766 台分、住居用 1,052 台分と、供給量としては十分に足りております。

今後、駐車場MAPの作成やサイン整備等のソフト事業について、実施に向けた検討を進めてまいります。

次に、9ページ下段の、ハード事業と連携し、持続的な活性化を図る商業振興等ソフト事業については、市民提案や中心市街地活性化検討会議での意見で出された商業振興にかかわるものを別紙1のとおりまとめております。今後、検討会議などで具体的な事業の作り込みをしていくようにしております。別紙の詳細な説明は省略させていただきます。

次に、11ページをお願いいたします。飯塚市中心市街地活性化を担うまちづくり会社の件ですが、まちづくり会社には、法に規定する第3セクターのまちづくり会社と商業振興等を担うまちづくり会社の2種類があります。第3セクターのまちづくり会社については、中心市街地活性化協議会の設立団体の一つになりますので、現在、関係者と協議をしているところであります。また、商業振興等を担うまちづくり会社については、100%民間出資として、検討会議幹事会の幹事を中心に議論がされております。

最後に、今後のスケジュールですが、別紙2に記載しておりますように、の検討会議におきまして6月までに基本計画素案を作成し、議会への報告、の中心市街地活性化協議会での意見聴取を行い、平成23年度内の認定を目指して取り組んでいくことにしております。以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「名古屋事務所の閉鎖について」の報告を求めます。

企業誘致推進室主管

平成20年4月、愛知県名古屋市に開設いたしました飯塚市名古屋事務所は、平成23年3月をもって閉鎖することといたしましたのでご報告申し上げます。

名古屋事務所は、企業誘致を目的にこれまで約2年8ヶ月間、本年11月までの合計で延べ312の企業・団体を訪問し、延べ124の来訪を受けるなど活動を展開して参りました。その間、20年7月からは企業誘致アドバイザーを招聘し、また、同11月には誘致セミナーを開催し50社65名の参加を頂くなど順調な滑り出しでございましたが、20年秋のリーマンショックに端を発した経済危機の影響は非常に大きく、各企業の投資意欲は冷え込み、大変残念ではございますが未だ誘致に至ってない状況であります。しかしながら、この間培った各企業等とのネットワークは、今後の活動に大きな財産となったと考えており、新年度も引き続き粘り強く本庁を中心に誘致活動を展開して参りたいと考えております。以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理施設の評価について(飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ)」の報告を求めます。

商工観光課長

「指定管理施設の評価について、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツについて報告いたします。商工観光課が所管いたします「飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ」の指定管理者、「財団法人筑豊勤労者福祉協会」の平成21年度業務実績に基づく外部評価を飯塚市指定管理者評価委員会に諮問し、別紙「指定管理業務評価表」のとおり、答申を受けております。この評価結果につきましては、当該指定管理者へ通知するとともに、改善点については早急に改善し、市民サービス等の向上に努めるよう、指導を行っております。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 「なし」と叫ぶ者あり )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、先の委員会において小幡委員から要求のありました資料について、本日、執行部から提出されております。配付しておりますのでご確認願います。なお、提出資料にかかる審査につきましては閉会中の委員会で行ないますのでよろしくお願いいたします。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。